平成２１年（フ）第５１号
群馬県沼田市上原町1580番地３　ファミールタケイ５号
債務者　大塚　夏美（旧姓大嶋）
１　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第５２号
群馬県沼田市坊新田町1250番地37
債務者　川村　隆樹
１　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第８０号
秋田県由利本荘市石脇字田尻野28番地94
債務者　大竹　久美
１　決定年月日時　平成21年10月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第３０３号
埼玉県春日部市粕壁東６丁目21番20号　レオパレスアムール311号、住民票上の住所札幌市清田区清田２条３丁目７番22号
債務者　林　　和徳
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４７５号
埼玉県春日部市南２丁目６番56号
債務者　中澤　綾子
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５０８号
埼玉県越谷市大字弥十郎18番地13
債務者　箕輪　　薫
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５２５号
埼玉県川越市清水町８番地７、前住所埼玉県川越市大字寺尾660番地14
債務者　小林　　敬
１　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２７号
埼玉県秩父市日野田町２丁目８番２号
債務者　赤岩　通男
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第２９号
埼玉県秩父市山田256番地１　ガーデンパレス102
債務者　神塚　明良
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第３０号
埼玉県秩父市栃谷87番地２
債務者　坂本　　茂
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第４９１号
新潟市江南区曙町４丁目３番10号　アローラあけぼの102号、前住所新潟市江南区亀田水道町４丁目５番34号
債務者　岩崎　　敏
１　決定年月日時　平成21年10月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９３号
新潟県五泉市寺沢１丁目２番12号
債務者　川嶋　常生
１　決定年月日時　平成21年10月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９５号
新潟市北区太夫浜新町２丁目13番11号
債務者　弓削　令子
１　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０８号
新潟市東区牡丹山１丁目７番22号　コーポ麓303号
債務者　西山　裕美
１　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１９７号
新潟県刈羽郡刈羽村大字新屋敷626番地
債務者　品田　友子
１　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２０３号
新潟県刈羽郡刈羽村大字上高町甲219番地７
債務者　小柳　千春
１　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第３４２号
岡山県倉敷市西阿知町西原982番地３　グリーンハイツ西阿知Ｂ―101号
債務者　森本麻里子（旧姓徳永）
１　決定年月日時　平成21年10月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係